

プレスリリース

2025年7月31日
一般社団法人日本ホテル協会

「令和8年度税制改正要望」の決定について

日本ホテル協会（会長：蔭山 秀一 株式会社ロイヤルホテル 取締役会長）
では、7月22日（火）に開催した理事会において、「令和8年度税制改正
要望」について別紙のとおり決定しました。

以 上

本件に関する問合せ先：
一般社団法人日本ホテル協会（小林・大谷）
電話：03-3279-2706

令和 7 年 7 月

一般社団法人日本ホテル協会
会長 蔭山 秀一

令和 8 年度税制改正要望

大都市では好調な訪日インバウンドにより需要が好転したが、会員ホテルのコロナ禍中の損失（42 年分の利益に相当）による財務の毀損は深刻で、現在でもコロナ禍中の損失のごく一部しか取り戻せていない。特に、地方のホテルの経営は非常に厳しい。

観光立国を支える基盤インフラとしてのホテル業を強くする税制が必要である。

1. 人手不足対策

(1) 人材投資促進税制の復活

宿泊業界では、コロナ禍中に人材が流出し深刻な人手不足に陥ったため、人材を大量に採用し教育訓練しなければならない。また今後訪日インバウンド 6,000 万人に向けてさらに人材の確保育成が必要である。このため、平成 17～19 年度（中小企業は平成 24 年度まで）存在した人材投資促進税制（教育訓練費の増加率に応じ、税額控除を認める制度）を復活していただきたい。

(2) 賃上げ促進税制の要件緩和

大企業と中堅企業については、継続雇用者の給与等の増加を要件とし、全雇用者の給与等を基準に計算した額を税額控除する制度である。しかし、継続雇用者の給与等の計算は、個人毎に在籍期間を確認する必要があり、かつ定年後再雇用者は含めないなど煩雑で事務負担が大きい。このため、大企業と中堅企業についても中小企業と同様に、要件も控除額の算定の両方とも全雇用者の給与等をベースとするよう改めていただきたい。

(3) 食事支給の非課税限度額の引上げ

企業が従業員に食事を支給する際の所得税の非課税限度額は昭和 59 年以来 1 か月 3,500 円以下、従業員負担分と合わせて 7,000 円以下、月 20 日とすると 1 食分 350 円で 40 年以上変わっていない。物価上昇を考慮して 3,500 円の上限

を大幅に引き上げていただきたい。

2. 設備投資

(1) 固定資産税の最終残価率到達年の短縮

老朽設備の更新に加え、バリアフリー対策や環境対策など常に施設設備の更新が必要である実態を踏まえ、ホテルの建物の固定資産税の最終残価率到達年数 45 年を短縮していただきたい。

(2) DX 投資促進税制

DX 投資につき税額控除または特別償却を認める DX 投資促進税制は、先進的な DX 事例の普及に一定の役割を果たしたとして令和 7 年 3 月末で廃止された。しかし、コロナ禍による経営危機の影響で宿泊業界は他業界に比べて DX 化が遅れており、生産性向上のための投資促進の必要性が高い。このため、宿泊業界に限定して DX 投資促進税制を復活していただきたい。

(3) 欠損金の繰越控除の拡充

大企業について控除限度額を所得の 50%とする上限について、産業競争力強化法上の計画認定に基づく特例の復活等により、100%まで繰越控除を可能としていただきたい。

3. 宿泊業の危機対応準備金制度

会員ホテルのコロナ禍中の損失はコロナ前の 42 年分の利益に相当するほどで、経営破綻したホテルも少なくない。生き残った事業者も、土地建物等の資産の売却を余儀なくされ、巨額の債務を負った。脆弱な財務体質の下、次にパンデミック、大災害、国際紛争により宿泊需要が消失する事態になればホテルの存続は危うい。また、インバウンドへの依存が高まる中、海外リスクも高まっている。このため、パンデミック、大災害、国際紛争等危機への備えとして、危機対応準備金の積立額の損金算入を認めていただきたい。

4. 期限切れ税制の延長

(1) 特定資産の買い換えの圧縮記帳の延長と拡充

特定資産を譲渡して原則 1 年以内、承認を受けた場合は 3 年以内買い換え資産を取得し、かつ取得の日から 1 年以内買い換え資産を事業の用に供した場合に認められる圧縮記帳について、適用期限を延長するとともに、昨今の建設工事の長

期化を踏まえ、承認を受けた場合の期間を5年以内としていただきたい。

(2) 耐震改修を行った場合の固定資産税の減額の延長

耐震診断義務付け対象建築物について耐震改修を行った場合の固定資産税の減額(2年間、1/2減額)の適用期限を延長していただきたい。

(3) 中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

中小企業等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得して事業の用に供した場合に認められる損金算入について、適用期限を延長していただきたい。

(4) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の延長

特別償却または税額控除について、エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を令和8年3月までに受け、認定を受けた日から3年を経過するまでとされているところ、適用期限を延長していただきたい。

5. 不合理な税制の見直し

(1) 印紙税の廃止または非課税(10万円)の拡大

デジタル化が進む中、合理性が失われているところ、速やかに廃止していただきたい。少なくとも、平成26年以来変わっていない領収書に係る非課税限度の5万円未満を10万円未満に引き上げていただきたい。

(2) 事業所税の整理統合

事業所税の課税対象は、法人事業税等と重複し二重課税となっているところ、整理・統合していただきたい。

6. 国税に関するデジタル化

企業の申告・納税に関する業務が、e-Taxによって一元的に実行・管理できるシステムを早急に構築していただきたい。特に、税務調査においていまだに書類の持参、郵送、FAXが求められるところ、速やかにデジタル化するよう強く要望したい。

以 上